

各 財 務 （ 支 ） 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
日 本 た ば こ 産 業 株 式 会 社 殿

財 務 省 理 財 局 長 勝 栄 二 郎

年 齢 識 別 自 動 販 売 機 の 導 入 を 製 造 た ば こ の 小 売 販 売 業 等
の 許 可 の 条 件 と す る こ と に つ い て

年 齢 識 別 自 動 販 売 機 の 導 入 を 製 造 た ば こ の 小 売 販 売 業 の 許 可 、 営 業 所 移 転 の 許 可 又
は 出 張 販 売 の 許 可 を 受 け た 者 に 係 る 許 可 の 条 件 と す る こ と に つ い て は 、 た ば こ 事 業 関
係 法 令 及 び 平 成 12 年 12 月 27 日 付 蔵 理 第 4621 号 大 蔵 省 理 財 局 長 通 達 「 製 造 た
ば こ 小 売 販 売 業 許 可 等 取 扱 要 領 」 に よ る ほ か 、 下 記 の と お り 定 め た の で 、 こ れ に よ り
取 り 扱 わ れ たい 。 本 通 達 は 平 成 20 年 7 月 1 日 か ら 適 用 す る 。

記

1. 平成 20 年 6 月 30 日 以 前 に 製 造 た ば こ 小 売 販 売 業 の 許 可 を 受 け た 者 に つ い て は 、
平 成 20 年 7 月 以 降 、 自 動 販 売 機 に 係 る 調 査 を 行 い 、 そ の 結 果 、 自 動 販 売 機 に よ り
製 造 た ば こ の 販 売 を 行 っ て お り 、 か つ 、 当 該 自 動 販 売 機 が 、 年 齢 識 別 装 置 を 装 備 し
て い な い か 、 又 は 当 該 装 置 を 装 備 し て い る が こ れ を 常 時 作 動 さ せ て い な い と 認 め ら
れ る 者 に つ い て は 、 製 造 た ば こ 小 売 販 売 業 の 許 可 の 条 件 と し て 「 自 動 販 売 機 に よ り
製 造 た ば こ を 販 売 す る 場 合 に は 、 年 齢 識 別 装 置 （ た ば こ を 購 入 す る 者 が 二 十 歳 以 上
の 者 で あ る こ と を 確 認 す る 機 能 を 有 す る 装 置 を い う 。 ） を 装 備 し た 自 動 販 売 機 に よ
り 、 当 該 装 置 を 常 時 作 動 さ せ た 上 で 販 売 す る こ と 。 」 と の 文 言 を 付 し 、 又 は 当 該 文
言 を 追 加 す る こ と 。
2. 上 記 1 に よ り 、 製 造 た ば こ 小 売 販 売 業 の 許 可 に 条 件 を 付 さ れ 、 又 は 追 加 さ れ た 者
が 、 当 該 条 件 に 違 反 し て 自 動 販 売 機 に よ る 製 造 た ば こ の 販 売 を 継 続 す る 場 合 に お い
て は 、 当 該 条 件 を 遵 守 す る よ う 指 導 を 行 う こ と と し 、 当 該 指 導 に も か か わ ら ず こ れ
に 従 わ な い 者 に 対 し て は 、 た ば こ 事 業 法 第 31 条 第 2 号 の 規 定 に 基 づ き 、 製 造 た ば
こ 小 売 販 売 業 の 許 可 を 取 り 消 し 、 又 は 1 月 以 内 の 期 間 を 定 め て そ の 営 業 の 停 止 を 命
ず る こ と 。
3. 平 成 20 年 7 月 1 日 以 降 行 わ れ る 製 造 た ば こ 小 売 販 売 業 の 許 可 に つ い て は 、 「 製
造 た ば こ 小 売 販 売 業 許 可 等 取 扱 要 領 」 に 基 づ き 、 す べ て 年 齢 識 別 自 動 販 売 機 導 入 の
許 可 条 件 が 付 さ れ る こ と と な る が 、 こ れ に よ り 当 該 条 件 を 付 さ れ た 者 が 、 当 該 条 件
に 違 反 し て 自 動 販 売 機 に よ る 製 造 た ば こ の 販 売 を 行 う 場 合 に お い て も 、 2. と 同 様
に 措 置 す る も の と す る 。
4. 上 記 1 、 2 及 び 3 は 、 営 業 所 移 転 の 許 可 及 び 出 張 販 売 の 許 可 に つ い て 準 用 す る 。